

大阪広域環境施設組合条例第8号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準は、組合規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。